

各務原市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

(平成20年3月27日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、各務原市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）の違反行為に係る事務処理について、必要な事項を定めることを目的とする。
(違反行為の調査、報告等)

第2条 水道部長は、指定工事業者が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の11第1項に規定する行為（以下「違反行為」という。）に該当すると認められるときは、職員にその事実関係を調査させるものとする。

2 前項の規定により調査した職員は、違反行為調査兼報告書（様式第1号）を作成し、水道部長に報告するものとする。

3 水道部長は、第1項の調査において違反行為の事実を認めるときは、当該指定工事業者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導するとともに、必要があると認めるときは、てん末書の提出を求めることができる。

(文書による注意)

第3条 水道部長は、違反行為の内容を検討し、行政処分は要しないが違法行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、文書による注意を行うことができる。

(意見陳述のための手続)

第4条 市長は、違反行為の内容を検討し、行政処分が必要と認めるときは、当該指定工事業者に対し、弁明の機会を付与し、又は意見陳述のため聴聞の手続を行うものとする。

2 聴聞の手続に関しては、行政手続法（平成5年法律第88号）及び各務原市行政手続条例（平成9年条例第1号）に定める不利益処分についての聴聞の取扱いに準じ、各務原市水道事業及び下水道事業聴聞規程（平成16年水道事業管理規程第6号）により行うものとする。

(委員会の開催)

第5条 法第25条の11第1項の規定による指定の取消し及び各務原市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道事業管理規程第1号。以下「規程」という。）第5条の規定による指定の停止（以下「指定の取消し等」という。）を行うにあたっては、各務原市指定給水装置工事事業者審査委員会を開催し、処分等の内容を審査

するものとする。

2 違反行為に係る処分基準は、別に定める基準による。

(処分の決定)

第6条 市長は、前条第1項の審査を経て、指定の取消し等を決定するものとする。

(処分の通知)

第7条 市長は、法第25条の11第1項の規定による指定の取消しを決定したときは、指定給水装置工事事業者指定取消決定通知書（様式第2号）により、規程第5条の規定による指定の停止を決定したときは、指定給水装置工事事業者指定停止決定通知書（様式第3号）により、当該指定工事事業者に対し通知をするものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、違反行為に係る事務処理に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

違反行為調査兼報告書

指 定 番 号	
指定給水装置工事事業者の所在地、名称及び代表者名	
調 査 理 由	
調 査 内 容	
調 査 結 果	

調査職員の職名及び氏名	
-------------	--

第 号
年 月 日

指定番号 第 号

氏名又は名称

代表者氏名

各務原市長

印

指定給水装置工事事業者指定取消決定通知書

水道法第25条の11第1項の規定により、各務原市指定給水装置工事事業者の指定を取り消しますので通知します。

指定取消年月日	
指定を取り消す理由	

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

指定番号 第 号

氏名又は名称

代表者氏名

各務原市長

印

指定給水装置工事事業者指定停止決定通知書

各務原市水道事業給水条例施行規程第5条の規定により、各務原市指定給水装置工事事業者の指定を停止するので通知します。

指定停止期間	
指定を停止する理由	

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。